

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 管理及び処分の機関（第五条―第九条の四）</p> <p>第三章 管理及び処分</p> <p>第一節 通則（第九条の五―第十七条）</p> <p>第二節 行政財産（第十八条・第十九条）</p> <p>第三節 普通財産（第二十条―第三十一条）</p> <p>第三章の二 立入り及び境界確定（第三十一条の二―第三十一条の五）</p> <p>第四章 台帳、報告書及び計算書（第三十二条―第三十八条）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の趣旨）</p> <p>第一条 国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（国有財産の分類及び種類）</p> <p>第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。</p> <p>一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第二条第二号の職員をいう。）の住</p>	<p>国有財産法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 管理及び処分の機関</p> <p>第三章 管理及び処分</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 行政財産</p> <p>第三節 普通財産</p> <p>第三章の二 立入り及び境界確定</p> <p>第四章 台帳、報告書及び計算書</p> <p>第五章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（この法律の趣旨）</p> <p>第一条 国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。</p> <p>（国有財産の分類及び種類）</p> <p>第三条 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p>

居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

4 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。

(総括、所管換及び所属替の意義)

第四条 この法律において「国有財産の総括」とは、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「国有財産の所属替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所属に属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の総括の機関)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

3 (同上)

4 第二項第四号の国の企業については、政令でこれを定める。

(総括、所管換及び所属替の意義)

第四条 この法律において「国有財産の総括」とは、国有財産の管理及び処分の適正を期するため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 (同上)

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣がこれを管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の総括の機関)

第七条 財務大臣は、国有財産の総括をしなければならない。

(国有財産の引継ぎ)

第八条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が管理し、又は処分するものとする。

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

第九条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 財務大臣は、国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うことができる。

4 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三章 管理及び処分

第一節 通則

(管理及び処分の原則)

第九条の五 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第七条 財務大臣は、国有財産の総轄をしなければならない。

(国有財産の引継ぎ)

第八条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

第九条 (同上)

2 財務大臣は、国有財産の総轄に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

3 (同上)

4 (同上)

(同上)

(同上)

(新設)

(管理及び処分の総括)

第十条 財務大臣は、前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により措置を求めたときは、各省各庁の長に対し、そのとつた措置について報告を求めることができる。

3 財務大臣は、前項の報告を求めた場合において、必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、各省各庁の長に対し、その所管する国有財産について、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な指示をすることができる。

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員に実地監査をさせることができる。

第十一条 財務大臣は、各省各庁の長の所管に属する国有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

第十三条 公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産について、その用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。ただし、当該財産の価額が一億五千万円以上である場合を除くほか、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする財産の価額の合計額が十五億円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

(管理及び処分の総括)

第十条 財務大臣は、国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要な措置を求めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により措置を求めたときは、各省各庁の長に対し、その執つた措置について報告を求めることができる。

3 (同上)

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員をして実地監査をさせることができる。

第十一条 財務大臣は、各省各庁の長の所管に属する国有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

第十三条 公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産について、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。但し、当該財産の価額が三千万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする財産の価額の合計額が三億円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

2 皇室用財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。ただし、当該財産の価額が一億五千万円以上である場合を除くほか、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その寄附若しくは交換により取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が十五億円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五条 国有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計に使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、国において直接公共の用に供する目的をもつてする場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

(職員の行為の制限)

第十六条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2 皇室用財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。但し、当該財産の価額が三千万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その寄附若しくは交換により取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三億円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五条 国有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。但し、国において直接公共の用に供する目的をもつてこれをする場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

(職員の行為の制限)

第十六条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途

又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。

）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第一百五号）第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のた

設定するときは、この限りでない。
（新設）

めに当該土地に地役権を設定するとき。

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

- 5 前各項の規定に違反する行為は、無効とする。

- 6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

- 7 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合において、第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

- 8 第六項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

（準用規定）

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の貸

（新設）

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

- 3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

- 4 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合において、第一項ただし書の地上権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

- 5 第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

（準用規定）

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（前条第一項ただし書の規定により地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定は、前条第一項ただし書の貸付け若しくは地上権の設定又は同条第三項の許可をして行政財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合に
ついて準用する。

(処分等)

第二十条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定により貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定めをした場合に限り、出資の目的とすることが出来る。

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に^一、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合 六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

(無償貸付)

第二十二条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

(処分等)

第二十条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定によりこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることが出来る。

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることが出来ない。

一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合は、六十年

二 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第二十二条 普通財産は、次に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
 - 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
 - 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
 - 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
 - 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
 - 六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置又は同法第七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。
- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

（貸付料）

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納させることを妨げない。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）
- 五 （同上）
- 六 （同上）

- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。
- 3 （同上）

（貸付料）

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

（新設）

預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(貸付契約の解除)

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、会計検査院の審査に付することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適当な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六条 第二十一条から前条まで（鉄道、道路、電線路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権又は地役権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定は、貸付け以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合（次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）について準用する。

(貸付契約の解除)

第二十四条 (同上)

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適当な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六条 前五条（鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定は、貸付け以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(管理の委託)

第二十六条の二 普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため特に必要があると認める場合には、政令で定めるところにより、その適当と認める者に管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。

)は、管理の目的を妨げない限度において、各省各庁の長の承認を受けて、当該普通財産を使用し、又は収益することができる。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた普通財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた普通財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。ただし、その収益が前項の管理の費用を著しく超える場合として政令で定める場合には、管理受託者は、その超える金額の範囲内で各省各庁の長の定める金額を国に納付しなければならない。

(交換)

第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、それぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものとの価額の四分の一を超えるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくなくときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に通知しなければならない。

(譲与)

第二十八条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(交換)

第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、価額の差額が、その高価なものとの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 (同上)

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

(譲与)

第二十八条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲与すること

る。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三 公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。ただし、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(信託)

第二十八条の二 普通財産は、土地（その土地の定着物を含む。以下この条、第二十八条の四及び第二十八条の五において同じ。）に限り、政令で定めるところにより、信託することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三 公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。但し、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(信託)

第二十八条の二 普通財産は、土地（その土地の定着物を含む。以下この条、第二十八条の四及び第二十八条の五において同じ。）に限り、政令で定めるところにより、これを信託することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む。）、第二十七條又は前條の規定に該当しない無償貸付、交換又は譲与をすることを信託の目的とするとき。

二 国以外の者を信託の受益者とするとき。

三 土地の信託をすることにより国の通常享受すると見込まれる利益が、当該土地の貸付け又は売払いをすることにより国の通常享受すると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ財政制度等審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

一 信託の目的

二 信託の受託者の選定方法

三 信託の収支見積り

四 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金 の限度額

五 その他政令で定める事項

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に通知しなければならない。

（信託期間）

第二十八條の三 信託期間は、二十年を超えることができない。

2 前項の信託期間は、更新することができる。この場合においては、更新の日から二十年を超えることができない。

（信託に係る実地監査等）

第二十八條の五 各省各庁の長は、第二十八條の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理を適正に行うため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状

一 第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む。）、第二十七條又は前條の規定に該当しない無償貸付け、交換又は譲与をすることを信託の目的とするとき。

二 （同上）

三 （同上）

2 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

（信託期間）

第二十八條の三 （同上）

2 前項の信託期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから二十年を超えることができない。

（信託に係る実地監査等）

第二十八條の五 各省各庁の長は、第二十八條の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理の適正を期するため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理

況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

第三十条 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の売払い又は譲与をした場合において、指定された期日を経過してもなおその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各庁の長は、その額について財務大臣に協議しなければならない。

(売払代金等の納付)

第三十一条 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前に納付させなければならない。ただし、当該財産の譲渡を受けた者が公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各庁の長は、その代金又は差金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、利息を付し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしようとする場合において、普通財産の譲渡を受けた者が地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

3 第一項ただし書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各庁の長は、延納期限、担保及び利率について、財務大臣に協議しなければならない。

4 第一項ただし書の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、各省各庁の長

状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

第三十条 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の売払い又は譲与をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 (同上)

(売払代金等の納付)

第三十一条 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。ただし、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各庁の長は、その代金又は差金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、利息を付し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしようとする場合において、普通財産の譲渡を受けたものが地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

3 (同上)

4 第一項ただし書の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けたもののする管理が適当でないと認めるときは、各省各庁の

は、直ちにその特約を解除しなければならない。

第三章の二 立入り及び境界確定

(他人の土地への立入り)

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならぬ。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならぬ。

5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(境界確定の協議)

第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。

長は、直ちにその特約を解除しなければならない。

第三章の二 立入及び境界確定

(他人の土地への立入)

第三十一条の二 (同上)

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならぬ。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(境界確定の協議)

第三十一条の三 (同上)

2 (同上)

- 3 第一項の協議が調つた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。
- 4 第一項の協議が調わない場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第三十一条の四 各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うものとする。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち会うことができない場合において、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りでない。

- 2 各省各庁の長は、前項の調査に基づいてその調査に係る境界を定めることができる。
- 3 各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基づいて、定めなければならない。
- 4 地方審議会は、前項の諮問に係る事案を調査審議する際、当該事案に係る隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及び当該境界を定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともに公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関し、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を付記しなければならない。

第三十一条の五 隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省

- 3 第一項の協議がとつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。
- 4 第一項の協議がとつた場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第三十一条の四 各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うものとする。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち会うことができない場合において、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りでない。

- 2 各省各庁の長は、前項の調査に基づいてその調査に係る境界を定めることができる。
- 3 各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基づいて、これを定めなければならない。
- 4 (同上)
- 5 各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関し、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を附記しなければならない。

第三十一条の五 隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省

各庁の長が定めた境界に異議がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を付して、当該各省各庁の長に対し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

2 前項の期間内に前条第五項の通知を受けた隣接地の所有者から前項の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に関し、その者の同意があつたものとみなす。ただし、同項の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同項の規定による通告があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、速やかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともに公告しなければならない。

4 第三十一条の三第四項の規定は、第一項の期間内に同項の通告があつた場合について準用する。

(台帳)

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があつた場合においては、直ちに台帳に記載し、又は記録しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

各庁の長が定めた境界に異議がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を付して、当該各省各庁の長に対し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

2 (同上)

3 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、速やかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

4 (同上)

(台帳)

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに、これを備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載し、又は記録しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の額の報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在の額報告書に基づき、国有財産増減及び現在の額総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在の額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在の額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在の額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在の額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の増減及び現在の額に関する説明書を添付する。

(見込現在額報告書、総計算書)

第三十五条 各省各庁の長は、毎会計年度ごとに当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額報告書を作成し、当該年度九月三十日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産見込現在額報告書に基づき、当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在の額総計算書を作成しなければならない。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定(第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。)により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況

第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在の額報告書に基づき、国有財産増減及び現在の額総計算書を調製しなければならない。

3 (同上)

第三十四条 (同上)

2 前項の国有財産増減及び現在の額総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の増減及び現在の額に関する説明書を添付する。

(見込現在額報告書、総計算書)

第三十五条 各省各庁の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額報告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産見込現在の額報告書に基づき、当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在の額総計算書を調製しなければならない。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定(第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。)により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況

報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基づき、国有財産無償貸付状況総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添付する。

(適用除外)

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、適用しない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十九条 (略)

(電磁的記録による作成)

第四十条 (略)

(電磁的方法による提出)

第四十一条 (略)

2 (略)

附則

報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基づき、国有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。

3 (同上)

第三十七条 (同上)

2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添付する。

(適用除外)

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、これを適用しない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十八条の二 (略)

(電磁的記録による作成)

第三十八条の三 (略)

(電磁的方法による提出)

第三十八条の四 (略)

2 (略)

附則

第一条 この法律は、昭和二十三年七月一日から施行する。ただし、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年分から適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による国会の議決のあつた日から施行する。

(削除)

第二条 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により作成すべき報告書には、外国に係る分は、省略することができる。

第三条 この法律施行前にした国有財産の交換、売払い、譲与及び出資並びに貸付け、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定に抵触するものは、その抵触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、第二條に規定する国有財産とする。ただし、この法律施行前に物品として各省各庁の長に移管されたもの、各省各庁の長（大蔵大臣を除く。）に所管換（旧国有財産法（大正十年法律第四十三號）の規定による管理換を含む。）されたもの及び物品管理法（昭和三十一年法律第百十三號）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したものについては、この限りでない。

(削除)

第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年度分から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による国会の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 削除

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外国に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした国有財産の交換、売払い、譲与及び出資並びに貸付け、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定にてい、触するものは、そのでい、触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを第二條に規定する国有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各庁の長に移管されたもの、各省各庁の長（大蔵大臣を除く。）に所管換（旧国有財産法（大正十年法律第四十三號）の規定による管理換を含む。）されたもの及び物品管理法（昭和三十一年法律第百十三號）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各庁の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その所管に属する国有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類

(削除)

第五條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定に抵触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第六條 国有財産法（大正十年法律第四十三号）は、廃止する。

(削除)

別表を大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基き、国有財産総類別表を作成し、それを国有財産調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前条第二項の国有財産の総類別表を国会に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定にてい触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七條 国有財産法（大正十年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第四十八條 国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第三條第二項を削る。

第四條から第七條まで 削除

第九條 削除

第十二條から第十四條まで 削除

第十六條 削除

第二十四條及び第二十五條 削除

第四十九條 皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下皇室用財産という。）は、これを国有財産法の公用財産とし、これに関する事務は、」を「皇室用財産に関する事務は、」に改める。

同条第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとする」と

きは、「を」皇室の用に供しようとするときは、「に改める。」

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(無償貸付)</p> <p>第二条 普通財産は、国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、棧橋、上屋等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。ただし、臨港施設については、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 地方公共団体において、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条に規定する保護施設のうち政令で定めるものに供するときは、又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）において、生活保護法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供す</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(無償貸付)</p> <p>第二条 普通財産は、国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設については、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p>

るとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る助産又は母子保護の実施の用

ハ 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用

三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

五 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

三（同上）

四（同上）

五（同上）

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

ハ 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

六 地方公共団体又は更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

七 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）
、盲学校、聾学校又は養護学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。

（減額譲渡又は貸付）

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

イ 医療施設及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一

六（同上）

七（同上）

3（同上）

第三条（同上）

一（同上）

- 項の規定により設置される保健所の施設
- ロ 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）
- ハ 学校教育法第一条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）
- ニ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定により設置される公民館の施設
- ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する公立図書館の施設
- ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項に規定する公立博物館の施設
- ト 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項の規定により設置される職業能力開発校並びに同項の規定により設置される職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設
- チ 更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「更生保護事業施設」という。）
- リ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
- ヌ 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
- ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの
- ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの
- ワ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの
- 二 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方

二 (同上)

公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。

三 削除

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

（譲与）

第五条 普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。）が公共の用又は直接その用に供するとき。

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際都道府県において事務、事業又は職員の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。

三 （同上）

四 （同上）

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

（譲与）

第五条 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

一 （同上）

二 （同上）

三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困窮者の収容施設の用に供しているとき。

四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供するとき。

五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

2 前項第一号の規定により譲与する場合において、寄附された財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、譲与を受けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。

（準用規定）

第六条 国有財産法第二十八条第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九条本文及び第三十条の規定は、第三条又は前条第一項第三号若しくは第四号の規定により普通財産の譲渡、貸付け又は譲与をする場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二十九条本文中「買受人又は譲与を受けた者」とあるのは、「譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」と読み替えるものとする。

（居住用施設の譲与等）

第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち次に掲げる建物を取り壊して、その敷地を住民に賃貸する目的で経営する住宅施設又は公共の用に供す

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

2 （同上）

（準用規定）

第六条 国有財産法第二十八条第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九条本文及び第三十条の規定は、第三条又は前条第一項第三号若しくは第四号の規定により普通財産の譲渡、貸付け又は譲与をする場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二十九条本文中「買受人又は譲与を受けた者」とあるのは、「譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」と読み替えるものとする。

（居住用施設の譲与等）

第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち次に掲げる建物を取り壊して、その敷地を住民に賃貸する目的で経営する住宅施設又は公共の用に供

る施設（これらの施設と併せて建設する施設で政令で定めるものを含む。

）の用に供する場合において、当該建物の居住者を当該住宅施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の場所へ移転させるため必要な措置をとるときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のものを時価からその七割以内を減額した対価で譲渡することができる。

一 地方公共団体又は社会福祉法人に対し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

二 共同住宅施設又は集团的に所在する居住の用に供する建物で、住民に貸し付けているものうち保安上危険なものその他その管理が困難なもの

2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、同項に規定する施設の用に供しないとき、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

（条件付の売払い又は貸付け）

第七条 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行うおとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の成功を条件としてその財産の売払い又は貸付けの契約をすることができる。

2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益をすることができる。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払い又は貸付けの契約をした場

する施設（これらの施設とあわせて建設する施設で政令で定めるものを含

む。）の用に供する場合において、当該建物の居住者を当該住宅施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の場所へ移転させるため必要な措置をとるときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のものを時価からその七割以内を減額した対価で譲渡することができる。

一 （同上）

二 （同上）

2 （同上）

（条件付売払又は貸付）

第七条 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行うおとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の成功を条件としてその財産の売払又は貸付の契約をすることができる。

2 （同上）

3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払又は貸付の契約をした場合に

合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することができる。

第八条 前条第一項の規定により売払い又は貸付けの契約をした場合において、同条第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部分につき当該契約に定める条項に準じて売払い又は貸付けをすることができる。

(削除)

において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することができる。

第八条 前条第一項の規定により売払又は貸付の契約をした場合において、同条第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部分につき当該契約に定める条項に準じて売払又は貸付をすることができる。

(機械器具の処理の特例)

第九条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産（以下「旧軍用財産」という。）のうち機械及び器具については、設備改善による中小企業の合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に対し、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することができる。

2 前項の交換をする場合における国有の機械及び器具の価額は、時価からその三割五分を減額した額とする。

3 第一項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

4 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具は、遅滞なく、くず化するものとする。

5 前四項に定めるものの外、第一項の規定により交換する場合における当該機械及び器具の評価その他同項の交換について必要な事項は、政令で定める。

第九条の二 旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び国以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一 国において直接その用に供する必要があるもの

(削除)

(交換の特例)

第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。

2 前項に規定するもののほか、普通財産のうち土地及び土地の定着物(以下この項において「土地等」という。)は、所管する各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要があると認めるときは、当該土地等の一部について、隣接する土地等の一部若しくは全部又は当該土地の上に存する借地権の一部と交換することができる。

3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えるときは、行うことができない。

第十条 国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前条の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九條の規定により」と読み替えるものとする。

二 特殊な機械(これに附属する機械及び器具を含む。)又は集団をなす多数の機械及び器具であつて、土地、建物及び工作物等とともに一括して施設として利用することに適するもの

三 第九条第一項の交換に充てるもの

四 現に国内で製造されるものに照らし、性能の差異が小さいもの

2 前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に関して学識経験を有する者の意見を徴するものとする。

(交換の特例)

第九条の三 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。ただし、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

第九条の四 国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前条の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の三の規定により」と読み替えるものとする。

(削除)

(特定普通財産の処理の特例)

第十条の二 賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつて普通財産で居住の用に供されているもの（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されているものを含む。）のうち政令で定めるもの（当該財産と一体として処分するところが適当と認められる普通財産を含む。以下「特定普通財産」という。）を売り払うため特に必要がある場合において、当該特定普通財産につき使用する権利を有する者（当該特定普通財産が建物である場合におけるその敷地の所有者その他当該特定普通財産の譲渡を受けることについて特別の事情を有する者として政令で定める者を含む。以下「権利者等」という。）に対し、政令で定めるところにより、売払価額その他売払いに關し必要

(管理の委託)

第十条 普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託することができる。

- 2 前項の規定による管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、管理の目的を妨げない限度において、各省各庁の長の承認を受けて、当該普通財産を使用し、又は収益することができる。
- 3 管理受託者は、その管理の委託を受けた普通財産の管理の費用を負担しなければならない。
- 4 管理の委託を受けた普通財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で各省各庁の長の定める金額を国に納付しなければならない。
- 5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

(特定普通財産の処理の特例)

第十条の二 賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつて普通財産で居住の用に供されているもの（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されているものを含む。）のうち政令で定めるもの（当該財産と一体として処分するところが適当と認められる普通財産を含む。以下「特定普通財産」という。）を売り払うため特に必要がある場合において、当該特定普通財産につき使用する権利を有する者（当該特定普通財産が建物である場合におけるその敷地の所有者その他当該特定普通財産の譲渡を受けることについて特別の事情を有する者として政令で定める者を含む。以下「権利者等」という。）に対し、政令で定めるところにより、売払価額その他売払いに關し必要

な事項を提示して当該売払価額で買い受けるよう勸奨したときは、その勸奨を行つた特定普通財産は、当該権利者等に対し、当該勸奨の日から一年以内に限り、当該勸奨に係る売払価額により売り払うことができる。

(延納の特約)

第十一条 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して、五年以内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができる。

- 一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社又は公益事業その他の政令で定める事業を営む者に譲渡するとき。

- 二 居住の用に供されている普通財産を現に使用している者に譲渡するとき。

- 三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡するとき。

2 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項の規定による売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「借受人」とあるのは「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」と読み替えるものとする。

3 国有財産法第三十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により延納の特約をする場合に準用する。

附則

(削除)

な事項を提示して当該売払価額で買い受けるよう勸奨したときは、その勸奨を行なつた特定普通財産は、当該権利者等に対し、当該勸奨の日から一年以内に限り、当該勸奨に係る売払価額により売り払うことができる。

(延納の特約)

第十一条 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができる。

- 一 (同上)

- 二 (同上)

- 三 (同上)

(新設)

2 国有財産法第三十一条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。

附則

3 旧法第四条の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日まで、なおその効力を有する。

3| 旧法は、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

4| (同上)

5| 国有財産法の一部を次のように改正する。
第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

6| 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4| 昭和二十七年十二月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺境内地処 分中央審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲与又は売払及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

7| 生活保護法の一部を次のように改正する。
第七十四条の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第七十四条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

(削除)

8 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四章中第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に準用する。

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において「国有財産」、「行政財産」、「公共用財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所属替」又は「各省各庁」とは、それぞれ国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項、第三条第二項、第四条第二項若しくは第三項又は第三十二条第一項に規定する国有財産、行政財産、公共用財産、所管換、各省各庁の長、所属替又は各省各庁をいう。</p> <p>2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）</p> <p>二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地</p> <p>3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。</p> <p>(庁舎等使用現況及び見込報告書)</p> <p>第三条 各省各庁の長は、その所管に属する庁舎等について、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在における使用の現況及び見込に関する報告書（以下「庁舎等使用現況及び見込報告書」という。）を作成し、翌年度五月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 各省各庁の長は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る事項を記載した書面を</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(庁舎等使用現況及び見込報告書)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

財務大臣に送付しなければならない。

(庁舎等の実地監査等)

第三条の二 財務大臣は、庁舎等の適正かつ効率的な使用を図るため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は部下の職員に実地監査を行わせることができる。

(庁舎等使用調整計画)

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2 財務大臣は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容の変更その他の事情により庁舎等使用調整計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、当該計画を変更して、その変更に係る計画を関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

3 財務大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣の協力を求めることができる。

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5 財務大臣は、第一項、第二項及び前項の規定により定め、又は変更した庁舎等使用調整計画に基づいて庁舎等の使用調整を行うため、関係の各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所属替、用途の変更その他必要な措置

(新設)

第四条 財務大臣は、前条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該報告書に基づき、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2 (同上)

(新設)

3 財務大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会にはかり、その意見をきかなければならない。

4 財務大臣は、前三項の規定により定め、又は変更した庁舎等使用調整計画に基づいて庁舎等の使用調整を行うため、関係の各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所属替、用途の変更その他必要な措置を求めることができ

を求めることができる。

6 前項の使用調整を行うことにより庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生ずると認められるときは、財務大臣は、関係の各省各庁の長に対し、次に掲げる措置をとることを求めることができる。

一 不用となるべき第二条第二項第一号に掲げる庁舎等の用途を廃止すること。

二 第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について廃止その他の借受けの見直しを行うこと。

三 国有財産法第十八条第二項第四号の規定に基づき国以外の者に当該余裕がある部分（次項において「余裕部分」という。）を貸し付けること。

7 財務大臣は、前項第三号の規定により国以外の者に余裕部分を貸し付けることを求めようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

（特定国有財産整備計画）

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行う所管換及び所属替を含む。以

る。この場合において、使用調整を行うことにより不用となるべき庁舎等があるときは、財務大臣は、当該庁舎等の用途を廃止すべきことを、あわせて求めることができる。

（新設）

（新設）

（特定国有財産整備計画）

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行なう所管換及び所属替を含む。

下同じ。)をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という。)を取得するための当該国有財産の取得及び処分(当該取得に係る建物等と併せて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴って不用となる建物等の処分を含む。)

三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を發揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴って不用となる庁舎等(使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。)の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

以下同じ。)をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という。)を取得するための当該国有財産の取得及び処分(当該取得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴って不用となる建物等の処分を含む。)

改正案	現行
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分（他の会計に対し有償で行う所管換、所属替その他の所属の移動を含む。以下同じ。）をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する一般会計への繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。</p> <p>(借入金)</p> <p>第十一条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定の国有財産整備計画の実施により処分をすることとなつた国有財産の処分による収入金をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分（他の会計に対し有償で行なう所管換、所属替その他の所属の移動を含む。以下同じ。）をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金、一般会計からの繰入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。</p> <p>(借入金)</p> <p>第十一条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有財産の処分による収入金をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができる。</p> <p>2 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（買い入れた土地の管理等）</p> <p>第十条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。</p> <p>2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第七項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。</p> <p>3 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。</p>	<p>（買い入れた土地の管理等）</p> <p>第十条 （同上）</p> <p>2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。</p> <p>3 （同上）</p>